

すけ坊かわら版

足立区消費者センターキャラクター
あなたのくらしのおたすけ隊“はりきり!すけ坊”



足立区消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

エル・ソフィア2階 ☎3880-5385

消費生活相談専用 ☎3880-5380

相談時間:平日午前9時～午後4時45分

(年末年始を除く)

No.

68

令和元年
12月1日発行

その契約

電気料金
半額になるの?!

ちよつと待った!

あれ? と思ったらお電話で相談を

☎03-3880-5380

足立区消費者センター

“おトク”なコトバにご用心!

平成28年4月に電気、平成29年4月にガスの小売全面自由化が始まりました。最近、電気・ガスの小売事業者の代理店が行う訪問販売や電話勧誘販売に関する相談が増えていますのでご注意ください。

**相談
急増中!!**

事例 1

大手電力会社を名乗り、契約先を変更すると電気代が半額になると言われたが、安くならなかった。

アドバイス

基本料金が半額になっても、使用料金が割高になる契約もあります。電気の使用状況を聞かず「料金が安くなる」という勧誘には気をつけ、料金試算をしてもらうなど比較をしましょう。

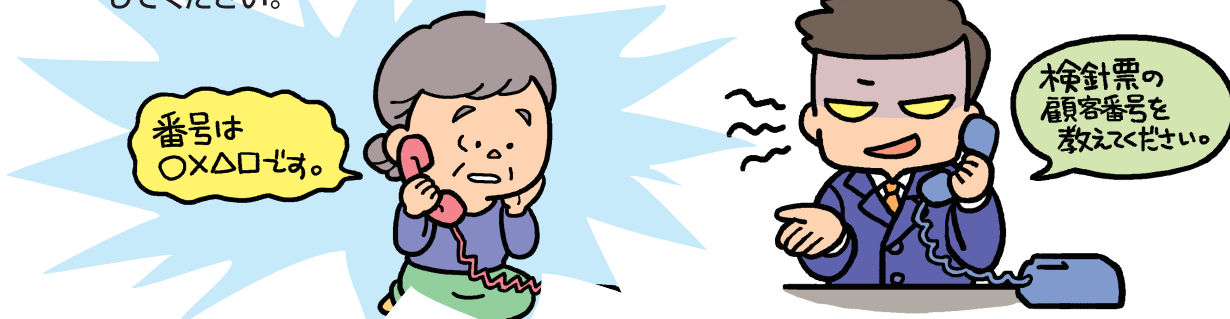


事例 2

電気料金が安くなるという電話があり、検針票の顧客番号や住所等を伝えたら契約変更されてしまった。

アドバイス

口頭でも契約は成立します。契約するかしないかの意思ははっきり伝えましょう。顧客番号など検針票の記載情報は重要な個人情報ですので、簡単に教えないようにしてください。



**さらに
アドバイス!**

- 電気やガスの小売全面自由化により、様々な会社から割引となる、プランやサービスが提供されています。契約切換えを検討する場合は、すぐに判断せずどの程度割引になるか、またその条件などをよく調べ、必要性を理解することが大切です。
- 訪問販売や電話勧誘販売の場合は、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。